

成 監 第 269 号
令和7年3月25日

成田市長 小 泉 一 成 様

成田市監査委員 佐々木 宏 之
成田市監査委員 岩 舘 和 彦
成田市監査委員 上 田 信 博

定期監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

成 監 第 269 号
令和7年3月25日

成田市議会議長 神 崎 勝 様

成田市監査委員 佐々木 宏 之
成田市監査委員 岩 館 和 彦
成田市監査委員 上 田 信 博

定期監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

成 監 第 269 号
令和7年3月25日

成田市農業委員会
会長 諏訪 恵 昨 様

成田市監査委員 佐々木 宏 之
成田市監査委員 岩 館 和 彦
成田市監査委員 上 田 信 博

定期監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

成 監 第 269 号
令和7年3月25日

成田市教育委員会
教育長 日暮 美智子 様

成田市監査委員 佐々木 宏 之
成田市監査委員 岩 舘 和 彦
成田市監査委員 上 田 信 博

定期監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

成 監 第 269 号
令和7年3月25日

成田市選挙管理委員会
委員長 小山英子様

成田市監査委員 佐々木 宏 之
成田市監査委員 岩 舘 和 彦
成田市監査委員 上 田 信 博

定期監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

令和6年度
定期監査報告書

成田市監査委員

令和6年度定期監査結果報告

第1 監査の概要

1 監査の基準

この監査は、成田市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査
(財務監査)

3 監査の対象部局

企画政策部、総務部、財政部、空港部、シティプロモーション部、
市民生活部、環境部、福祉部、こども未来部、健康推進部、経済部、
土木部、都市部、会計室、水道部、議会事務局、監査委員事務局、
農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、教育部、消防本部
(市立小・中・義務教育学校は別途実施)

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、事務事業の目的に沿って適正かつ効率的
に行われているか、市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に
行われているかを主眼として監査を実施した。

5 監査の実施内容

令和6年8月末現在(土木部、都市部にあっては12月末現在)の財
務に関する事務の執行について、提出された監査資料及び提示された関
調調査し、関係職員から口頭及び書面により説明を受けた。なお、
上田信博監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により、企画政
策部、総務部及び経済部の一部の課に係る監査については除斥した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 成田市監査委員事務局

(2) 日 程 令和6年10月3日から令和7年1月27日まで

第2 監査の結果

各部局の財務に関する事務及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていると認められた。景気は足踏みもみられるが緩やかな回復傾向にあり、現状では財政の健全性や弾力性は維持されているものの、新たなまちづくりなど多くの大規模事業に加え、社会保障費などの義務的経費の増加や物価高騰の影響により将来的な財政運営においては厳しさが増すものと思料する。今後も効率的・効果的な行財政運営を行い、財政の健全性維持に努められたい。なお、「令和6年度定期監査総括意見」に記載した事項及び別途各課等に対して述べた意見要望事項に留意し、引き続き適正な事務事業の執行に努めるとともに積極的な取り組みを検討されたい。

令和6年度定期監査総括意見

1. 職員の人員配置と業務負担への対応について

働き方の多様化や臨時的な業務により、職員の負担が増している状況が見受けられた。人員不足は、事務処理のミスや市民サービスの低下につながるおそれがあると思われることから、引き続き、適正な人員配置と、各課においても特定の職員に過大な負担が生ずることがないように、職員の業務量の把握と業務分担の見直し、業務の効率化などの対応を検討されたい。

2. 予算の執行管理について

予算執行率を確認したところ、8月末現在（土木部、都市部にあっては12月末現在）において、予算はおおむね順調に執行されていたと思料するが、一部の事業において執行率の低いものが見受けられた。当初予算に計上された事業で契約締結がされていない事業等については、内容及び契約時期等を精査し、執行率の向上を図るとともに、計画的な予算執行に努められたい。

また、当初予算で計上されていなかったものについて、流用等により執行されている事業も多く見受けられたことから、予算要求時には事業を適正に執行できるよう十分精査し、予算の確保に努められたい。

3. 未収金の回収について

収入未済額については、財源の確保と負担の公平性を図るためにも、引き続き、縮減に努めるとともに、新規の滞納者を作らないような体制づくりにより、未収金の回収に努められたい。

4. 補助金の適正な取り扱いについて

各種補助金については、定期的に見直しが行われているが、各課においても内容や根拠を十分に精査し、適正な執行に努められたい。また、補助金の執行については、成田市補助金等交付規則や補助金ごとに個別に制定された規則、交付要綱により交付手続及び予算執行の基準が定められ、適正に執行がされていると思料するが、担当者だけでなく誰もがわかりやすい補助金執行マニュアルの整備を検討されたい。

令和6年度定期監査における意見・要望事項

企画政策部 企画政策課

○結婚新生活支援事業について

新婚世帯の経済的負担の軽減を図るとともに少子化対策の推進及び若者の定住促進に資することを目的として、新婚世帯に対し婚姻に伴う住宅の取得、賃借等に要する経費の一部を補助している。申請日より2年以上継続して本市に居住する意思を前提としているとのことだが、当該事業による若者の定住促進という目的に対する効果を検証するためにも、補助金交付後における申請者の居住状況等の調査を検討されたい。

○市制施行70周年記念事業の検証について

市制施行70周年記念事業については、実行委員会を組織し、記念式典をはじめ多くの記念事業が実施された。また、各課においても様々な記念事業が実施されたが、その効果について個別に検証するとともに、参加者だけでなく市民の方からも意見を傾聴し、今後の周年事業に生かされたい。

企画政策部 国家戦略特区推進課

○国家戦略特区推進事業について

成田市経済波及効果算出調査業務委託について、国際医療福祉大学の誘致に伴う経済波及効果の調査・検証をしているとのことだが、議会でも度々言及されているように、その内容は千葉県全体での経済波及効果であり、本市としての経済波及効果は検証されていない。千葉県全体ではなく、本市としての効果の算出について検討されたい。

企画政策部 広報課

○インターネット広報事業について

新聞購読者数の減少に伴い、広報なりたの新聞折込数が減少する中、電子媒体による情報発信の重要性がより一層増してきていることから、市ホームページの魅力向上について継続して意見してきたところである。ホームページ上でスマートフォンやパソコンからの問い合わせに24時間自動回答するAIチャットボットを導入して魅力向上を図ったとのことだが、バナー広告については従来どおりの対応を継続しているとのことであった。バナー広告料の引き下げについては、多角的な検討が必要なことは理解できるが、更なるスポンサー獲得に努め、より魅力あるホームページ作りを推進されたい。

総務部 行政管理課

○職員提案促進事業について

職員提案制度については、引き続き、職員への周知等により活性化を図るとともに、職員が提案しやすい制度となるよう、適宜、見直しを行うとのことであった。採用された職員提案については、可能な限り導入効果を検証されたい。

総務部 管財課

○市有自動車等管理事業について

庁用車のリース契約について、再々々々リースなどが見受けられる。新型の車であれば相応の安全機能が備わっていると考えられることから、職員の安全面をより考慮したうえでリース契約を行い、庁用車の管理にあたられたい。また、目的地までの経路が明確でない場合に運転面に不安が生じることや、車のバック中の事故が多いとのことから、リスク低減のためにもカーナビ及びバックモニターの設置について検討されたい。

シティプロモーション部 観光プロモーション課

○成田ブランド推進戦略事業について（ふるさと寄附金推進業務委託料）

ふるさと寄附金(納税)制度について、他自治体への流出額（ふるさと納税寄附金控除）と、返礼品の調達や寄附情報管理等の委託料・決済手数料等を合わせた歳出額が、本市への寄附額を上回っていることから、引き続き、特産品などを活用した新たな返礼品の掘り起こしや体験型返礼品などの充実を図り、本市への寄附額が増加するよう取り組まれたい。

○成田ブランド推進戦略事業について

（成田市御案内人市川團十郎白猿プロジェクト委託料）

「成田市御案内人 市川團十郎白猿プロジェクト」及び各種関連業務委託については、本市のブランド力向上に多大な効果をもたらすものであるが、現状では事業効果が市民目線で客観的に示されているとは言えない。事業の見える化をはかり、市民の理解のもとでより効果的な事業を展開されたい。

市民生活部 交通防犯課

○運転免許証返納者支援事業について

本事業については、市内の70歳以上の方の運転免許証自主返納の支援として、無記名式交通系ICカードを支援品として給付しているが、現在、当該ICカードの入手が困難となっていることから、暫定措置として本市の区域内を運行する路線バスまたは本市が運行するコミュニティバスの回数券の給付に代えているとのことであった。自主返納をされる方の中には、当該ICカードの給付を希望する方もいるとのことであったことから、発行が再開された場合には、速やかに本来の事業スキームに戻されるとともに、その旨の周知を図られたい。

福祉部高齢者福祉課

○オンデマンド交通高齢者移送サービス事業について

当該事業は、オンデマンド交通システムによる高齢者の外出機会を増やすための交通手段として有効に活用されていると思料するが、実証運行として10年以上継続して行っている中で、今後の具体的な見直しの方向性について明示するよう言及してきたところである。地域公共交通計画に示されているようにオンデマンド交通の見直しを行い、令和8年度より見直し後の運行を開始する予定とのことだが、新しいシステムでの運行開始の実現に向けてより一層注力されたい。

教育部 教育指導課

○ドリームスクールジャンプの取り組みの在り方について

地域の特性に応じた「特色のある学校づくり」を推進するため、各小中学校が定めた学校教育目標の具現化や児童生徒の夢や生きる力を育むために、地域の方や外部講師などを招いて特別授業や地域活動などを実施しているとのこと。学校監査においても言及しているが、本事業を効果的に実施するため、教職員の負担や運営上の課題を把握し反映させるなど、事業本来の趣旨に沿ったより良い事業となるよう研究されたい。

○小学校教育情報化推進事業・中学校教育情報化推進事業について

GIGAスクール構想により、本市において約1万台のタブレットが、小中学校の児童生徒の学習用端末として一人一台導入され、ICTを活用した教育が実践されているとのことであるが、他市町村ではタブレットの修繕費が財政負担になっている事例が見受けられる。本市においては、現在のところ高額となった修繕費はなく、予算内での修繕で対応できているとのことであったが、予算措置については、他市町村の状況を注視し検討されたい。

教育部 学務課

○学区の見直しについて

継続して意見をしていることだが、市内の小学校では入学者が減少している学校がある一方、入学者が増加し校舎の増築等がされている学校もあることから、学区を見直すことで増築等にかかる費用を抑えることができるのではないかと考える。今後の大規模な住宅開発により人口増が見込まれ、児童生徒の推移については不透明であることや、指定学校変更希望に偏りがあるなど、様々な課題があると思われるが、引き続き、学区の見直しについて検討されたい。

都市部 都市計画課

○公共交通計画推進事業について

持続可能な地域公共交通の構築を目指し、地域の望ましい公共交通のあり方や方向性を示す成田市地域公共交通計画に掲げている施策を推進するため、都市計画課内に交通政策室が設けられ、地域公共交通活性化協議会と地域公共交通会議の統合や、携帯電話の位置情報から得られるビッグデータの分析結果をもとにワークショップ等を実施することで、課題解決に向けた検討に着手しているとのことであった。地域公共交通計画に示されているようにオンデマンド交通の見直しを行い、令和8年度より見直し後の運行開始の実現や、令和9年度に予定される次期計画策定等に向けより一層注力されたい。

水道部 業務課

○市営水道料金改定の周知について

水道事業については、給水収益の大幅な増収が見込めない状況の中、水道施設や管路の老朽化対策、近年の激甚化、頻発化する災害に対応していくための整備を計画的に進めていく必要があることから、厳しい経営状況が続いている。市民生活や社会経済活動を支える重要なライフラインである水道事業を、将来にわたって持続的かつ健全に経営していくためにも、令和7年4月1日から市営水道料金の約20パーセント値上げの料金改定を実施することである。水道料金の改定にあたっては、市民の理解が得られるよう十分な説明・方策を講じられたい。

その他部局 選挙管理委員会

○契約事務の適正執行について

令和6年10月27日に行われた衆議院議員総選挙において、本市と正式な契約締結前に選挙運動用ポスター掲示場が設置された。当該選挙の準備期間がほとんどなかったことや全国的な選挙であったことから、委託業者の人手不足等の事情により、選挙に支障がないよう契約締結前より設置を始めたとのことであった。やむを得ない事情であったことは理解できるが、契約締結がほぼ確実に見込まれる場合であっても、適正な手続きを遵守されたい。